

主な品種の等級判定基準について

・肉用牛

(黒毛和種、褐毛和種(熊本系)、褐毛和種(高知系)及び日本短角種)

	特級			1級	2級
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)				
能力	以下の評価基準を満たしている。			産肉能力検定 (注2)を受けている	産肉能力検定を受けていない
		日齢枝肉重量	脂肪交雑(BMS)		
	黒毛和種	607(629)g以上	7.2(3.3)以上		
	褐毛和種(熊本系)	697g以上	3.9以上		
	褐毛和種(高知系)	562g以上	3.4以上		
	日本短角種	602g以上	2.2以上		
	※黒毛和種の括弧内は間接検定(脂肪交雑は脂肪交雑評価基準)の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。				
体型	体高140cm以上 (48ヶ月齢以上のものに限る。ただし、褐毛和種(熊本系)は139cm以上。)			左記以外	

(注1)国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書がないものは「級外」、品種は「その他」となります。
また、基本、本原又は高等登録申請中等の理由により、種畜検査時に血統証明書が用意できない場合は、事前に基本、本原又は高等登録申請書と登録申請書に添付した血統証明書のコピーをご用意ください。登録番号が決定している場合には、家畜登録機関が発行した登録完了通知をご用意ください。

(注2)産肉能力検定とは、家畜登録機関が定める現場後代検定、間接検定及び直接検定をいいます。能力による等級判定を希望される場合は、家畜登録機関が承認した産肉能力検定成績をご用意ください。